

資料2	専門家会合(第1回)
	平成24年11月7日

障害年金制度の概要

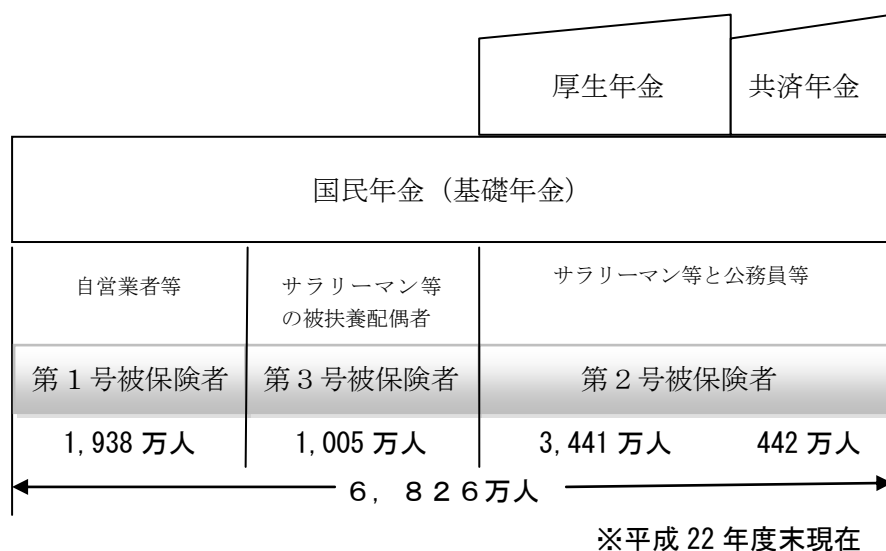
平成24年11月

厚生労働省

年金制度のしくみ

日本の年金制度は、すべての国民が加入する国民年金とサラリーマンなどが加入する厚生年金保険などの被用者年金があり、被用者年金に加入する人は、国民年金にも二重加入します。

すべての国民が国民年金に加入することになるので、国民年金からは、共通して受ける基礎年金が支給され、被用者年金制度から上乘せする報酬比例の年金が支給されるという二階建ての年金給付のしくみをとっています。



○給付の種類

国民年金、厚生年金保険の加入者等が老齢・障害・死亡などの状態となった際に支給されるのが老齢年金・障害年金・遺族年金です。


国民年金から国民共通の基礎年金が、厚生年金保険から厚生年金が支給されます。

○障害年金の構成

障害年金は、被保険者等が病気やけがで日常生活に著しい制限を受ける場合などに、生活保障を行うために支給されるものであり、加入する制度により受けられる年金が異なります。

例えば、国民年金加入中に初めて受診した（初診日）病気やけがで障害等級1・2級に該当したときは、障害基礎年金が支給され、厚生年金に保険加入中の初診で障害等級1・2級に該当するときは、障害厚生年金と障害基礎年金が支給されます。厚生年金保険の3級該当の場合は、障害厚生年金のみとなります。

厚生年金保険 (障害厚生年金及び 障害手当金)	障害 手当 金	障害厚生年金 3級	障害厚生年金 2級	障害厚生年金 1級
		国民年金 (障害基礎年金)		障害基礎年金 1級



軽 障害の程度 重

○障害年金の受給要件

障害年金を受けるためには、次に該当していることが必要です。

- ① 当該傷病の初診日に年金制度の被保険者であること
- ② 一定の納付要件があること
- ③ 一定の障害の状態にあること

○20歳前障害による障害基礎年金

20歳前に既に障害の状態にある人が20歳の時点で障害等級に該当すれば障害基礎年金が受けられます。保険料の負担をすることなく障害基礎年金を受けることから、本人に一定以上の所得があるときは、年金額の全額または一部が支給停止になります。

前年度の所得でその年の8月から翌年7月までの支給を決定するために、毎年7月に現況届を市町村に提出します。

また、受給権者が日本国内に住所を有しないときや監獄・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき、少年院その他これに準ずる施設に収容されているときは、その間支給停止になります。

※参考（平成24年度の所得限度額）

扶養親族0人の場合で全額支給停止となる所得限度額が4,621,000円（給与所得者の実収入で6,451,000円）、1/2支給停止となる所得限度額が3,604,000円（給与所得者の実収入で5,183,000円）となっています。

年金制度における障害基礎年金・障害厚生年金の支給要件と年金額等（概要）

	障害基礎年金	障害厚生年金
受給要件	<p>次のいずれかにも該当していること。</p> <p>① 初診日が20歳前、国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有する間にあること。</p> <p>② 障害認定日において、政令で定める一定程度の障害の状態にあること。</p> <p>③ 保険料を納付していること（未納期間が、1/3以上ないこと又は直近一年間でないこと）</p> <p>ただし、20歳前の傷病により障害の状態になった人については、納付要件は、問われない。</p>	<p>次のいずれかにも該当していること。</p> <p>① 初診日が被保険者期間中であること。</p> <p>② 障害認定日において、政令で定める一定程度の障害の状態にあること。</p> <p>③ 保険料を納付していること（未納期間が、1/3以上ないこと又は直近一年間でないこと）</p>
年金額	<p>障害基礎年金の額は、次のとおりである。</p> <p>【1級】 983,100円（月額81,925円）</p> <p>【2級】 786,500円（月額65,541円）</p> <p>子の加算額</p> <p>ア 子2人までは1人につき 226,300円</p> <p>イ 3人目からは1人につき 75,400円</p> <p>※子とは次の者に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子 ・20歳未満で障害等級1級又は2級の障害者 	<p>障害厚生年金の額は、次のとおりである</p> <p>【1級】 （報酬比例の年金額※）×1.25＋加給年金額</p> <p>【2級】 （報酬比例の年金額※）＋加給年金額</p> <p>【3級】 （報酬比例の年金額※）</p> <p>最低保障額：589,900円（月額49,158円）</p> <p>※ 報酬比例の年金額＝（①平成15年3月までの被保険者期間分＋②平成15年4月以降の被保険者期間分）×スライド率</p> <p>①の計算式 平均標準報酬月額×7.500/1000×被保険者期間の月数</p> <p>②の計算式 平均標準報酬額×5.769×1000×被保険者期間の月数</p> <p>※1 被保険者期間の月数が300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算する。</p> <p>※2 加給年金額 配偶者（65歳未満）226,300円</p>
その他	<p>○年金額の改定</p> <p>障害の程度が従前の障害の等級以外の等級に該当するに至った場合は、その程度に応じて年金額が改定される。</p>	<p>○年金額の改定</p> <p>障害基礎年金の場合と同じ</p>

<金額は24年度価格>

《参考資料》

障害基礎・厚生年金の受給権者数（平成 22 年度末）

○国民年金

（単位：人）

障害年金受給権者数	新 法	旧 法	計
計	1,461,300	90,056	1,551,356
1 級	646,301	43,998	690,299
2 級	814,999	46,058	861,057

○厚生年金

（単位：人）

障害年金受給権者数	新 法	旧 法	計
計	433,015	98,569	531,584
1 級	59,263	11,753	71,016
2 級	180,627	34,272	214,899
3 級	193,125	52,544	245,669

- （注 1） 新法：障害認定日が昭和 61 年 4 月 1 日以後にある人には、新国民年金法（昭和 60 年改正法）による障害基礎年金を支給
旧法：障害認定日が昭和 61 年 3 月 31 日以前にある人には、旧国民年金法の障害年金を支給

- （注 2） 新法：障害福祉年金から裁定替えの障害基礎年金の受給権者を含む